

(質問)

災害救助法による救助のあらましを教えてください。

(回答)

災害により住家の滅失した世帯数の数が一定数以上(市町村の人口により規定…(例)5千人未満=30世帯以上、等)の場合には、市町村長の要請により知事が災害救助法を適用し、知事が災害救助法に基づく救助の実施を行います。

知事は、災害救助法を適用したときには当該市町村及び各部局に指示をするとともに防災関係機関に通知し、厚生労働省(社会・援護局長)に報告します。

なお、知事が行う救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができます。

災害救助法に基づく救助内容としては、以下のものがあります。

- ・ 避難(避難場所設置)
- ・ 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理
- ・ 炊き出しその他による食品の給与
- ・ 生活必需品の給付又は貸与
- ・ 医療
- ・ 助産
- ・ 救出
- ・ 障害物の撤去
- ・ 死体の搜索
- ・ 死体の処理
- ・ 死体の埋葬
- ・ 学用品の給与

これらの項目には、適用期間や費用の限度額などが定められています。

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県福祉保健部福祉保健総務課
担当	総務経理担当
電話	055(223)1442
FAX	055(223)1447
E-Mail	hokensom@pref.yamanashi.jp